行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 緑風冠高等学校 | 行政財産使用料について、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく逓増措置を適用せずに算出を誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可  数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 使用期間 | | 誤  （既収納額） | 正 | 超過額 | | 建物 | 40.00㎡ | 給品部 | 96,800円 | 78,540円 | 18,260円 | 令和５年４月１日  から  令和６年３月31日  まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用料)  第27条　前条の規定により難い場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。  【行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準】  （令和５年１月４日付け財活第1583号　財務部長通知　別紙２）  （各年度の使用料等の算定）  第４　第３の適用範囲に属する使用許可又は貸付けに係る令和５年度における使用料等の額の算定は次による。  (1) 改定使用料又は改定貸付料の額が令和４年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を上回るときは、令和４年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を令和５年度の使用料又は貸付料の額とする。（以下略） |
| 措置の内容 | | |
| ｖ  過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。  過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。  過大に徴収した使用料については、戻出処理を行い使用者に返金した。  　検出事項の原因は、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく逓増措置を、担当者及び事務室職員が十分に理解していなかったことにある。  再発防止に向けて、担当者及び事務室職員に対し逓増措置について適切に実施するよう周知するとともに、行政財産使用料算出の際は複数の職員で確認を行うことによりチェック体制を強化した。  　今後は、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）